

令和 7 年度 曾於市

償却資産（固定資産税）申告書の手引き

市税については、日頃から格別のご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

地方税法第 383 条の規定により、償却資産の所有者は、毎年 1 月 1 日現在に所有する資産が所在する市町村へ申告することとなっております。

同封の償却資産申告書・種類別明細書に必要な項目を記入し提出してください。

【申告書の提出期限】 令和 7 年 1 月 31 日(金) まで

【提出方法】 持参される方・・・本庁・各支所へ提出してください。

郵送される方・・・本庁 税務課に送付してください。

※提出用・控え用の 2 部同封しております。申告書へ受付印を希望される方は控え用にも記入の上提出してください。郵送で返送を希望される方は返信用の封筒も同封してください。

【問い合わせ先・提出先】

- ▶本庁 〒899-8692 鹿児島県曾於市末吉町二之方 1980 番地
税務課固定資産税係 TEL0986-76-8804（直通）
- ▶大隅支所 地域振興課税務係 TEL099-482-5922（直通）
- ▶財部支所 地域振興課税務係 TEL0986-72-0932（直通）

電子申告(eLTAX)で償却資産申告ができます

- ・ インターネットを利用して申請ができ、電子申告（eLTAX）に対応している複数の地方公共団体へまとめて申告ができます。

【eLTAX のお問い合わせ先】

- ▶ ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp> で検索
- ▶ 電話 0570-081459（受付時間：午前 9 時～午後 5 時）



eLTAX
ホームページ

事業をしていないのに、申告書が届く方へ

現在事業を行っていないのに、償却資産の申告書が届く方へについては、申告書の備考に廃業や休業・譲渡した旨及び日付を記入して提出をお願いします。翌年度より申告書の提出が不要になります。

目次

I	償却資産について	1 ～ 4
1	償却資産とは	2
2	償却資産の種類	
3	耐用年数	4
4	建物附帯設備について	
II	申告について	4 ～ 6
1	記載要領	2
2	申告に際しての注意点	
III	償却資産の評価と税額の算出	6
1	評価と税額	

I 償却資産について

1 償却資産とは

会社や個人が工場や商店、農業などを経営している場合で、これらの事業用のために使用することができる有形資産をいいます。土地・家屋、自動車など一部資産を除き、事業のために使用される資産のほとんどが該当します。減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算において、損金または必要経費として算入されるものなどが該当します。

2 償却資産の種類

種 類		主な償却資産の例	
第1種	構築物	土地に定着した 土木施設	構内舗装、井戸、門、街路灯、水槽、焼却炉、広告塔 防壁、畜舎・堆肥舎(家屋とみなされないもの)
	建物附属 設備	建物附属設備	受変電設備、冷暖房設備、給排水設備等の建設設備の うちで償却資産として扱うもの※建物附帯設備につい て(P4参照)
第2種	機械およ び装置	製造施設	製材機、精穀機械、食肉加工設備など
		工作機械	特殊自動車は☆ ¹ ☆ ² を参照し判断してください。 大型トラクター、モア、バインダー、カッター、ハー ベスタ、掘取機、ショベルローダ、タイヤ・ローラー 農耕用トレーラー☆ ³ など

		自走式作業用機械	ブルドーザー、パワーショベルなど建設機械用大型特殊車両(車種番号「0、00～09、000～099」)
		その他設備	モーター、旋盤、印刷設備、クリーニング設備、ガソリンスタンド設備、太陽光発電設備など
第3種	船舶	しゅんせつ船、砂利採取船、モーターボートなど	
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど	
第5種	車両および運搬具	工場内運搬機、リヤカー、フォークリフトなどの建設機械以外の大型特殊自動車(車体番号「9,90～99、900～999」のもの)、トロッキ、自転車、その他の運搬車※自動車税、軽自動車税の課税対象以外。	
第6種	工具、器具および備品	工具	測定、検査工具、取付工具、型
		器具・備品	金庫、パソコン、テレビ、机・椅子(応接セットを含む)冷蔵庫、クーラー、自動販売機、陳列ケース、医療機器、ロッカー、その他器具・備品

☆1農耕作業用(乗用)で農耕トラクター、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車は大きさに問わず最高速度が35km/h以上の場合であれば大型特殊自動車に該当し、償却資産となります。最高速度が35km/h未満であれば軽自動車税の対象です。

☆2ショベル・ローダー、タイヤ・ローダー、ロード・ローダ、グレーダロード・スタビライザ、ホイール・ハンマなどの特殊自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車で

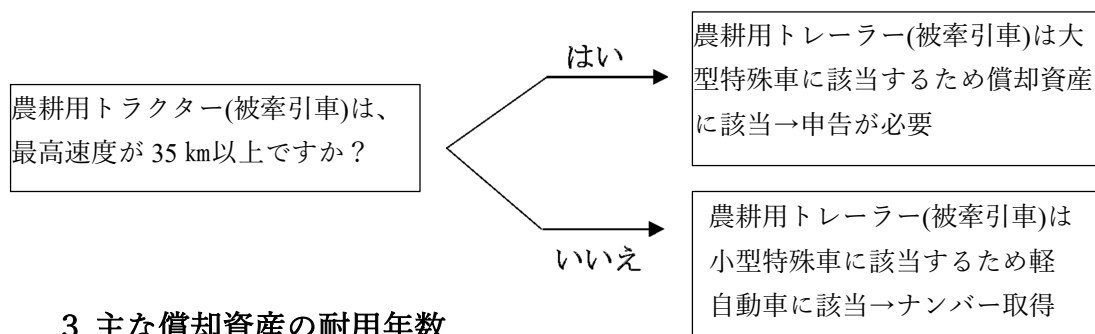
①車両の長さ 4.7m ②車両の幅 1.7m
③車両の高さ 2.8m ④最高速度 15km/h

①～④の要件をひとつでも超えると償却資産の対象となります。それ以外は、軽自動車の対象になりますのでナンバー取得をお願いします。

☆3農耕作業用トレーラーについて

農耕用トラクター(小型特殊自動車)のみに牽引され、肥料・薬剤散布や機械等の運搬を行うトレーラーについては、令和元年12月の法改正により償却資産ではなく「自動車」の位置づけとなり、軽自動車税の対象となりますのでナンバーの取得手続きをお願いします。なお、農耕用トラクターでも大型特殊自動車として償却資産になるトラクターに牽引されるトレーラーは「償却資産」となります。※償却資産の判断基準は、☆1のとおり農耕用トラクターの最高時速が35km/h以上です。

農耕作業用トレーラーの自動車種別の判断



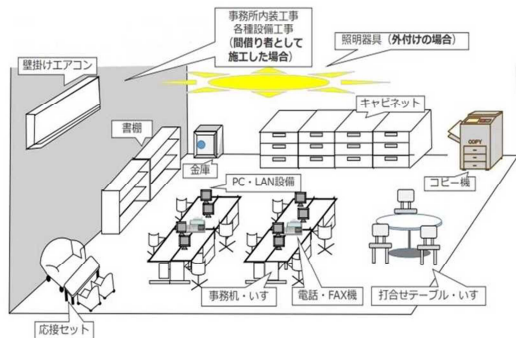
3 主な償却資産の耐用年数

種 類	主な償却資産の例		耐用年数
第1種	構 築 物	野立看板、広告塔	金属製（その他 10 年）
		牛舎	木造
		舗装道路 舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷、石敷
			アスファルト敷、木れんが敷
	属 建 物 附 設 備	受変電設備、電気設備(照明設備を含む)給排水設備、衛生設備、ガス設備	
		冷房・暖房・通風	冷暖房設備（その他 15 年）
		店用簡易設備	店舗用内装、可動性のある固定カウンター
第2種	機 械 及 装 置	太陽光発電設備	主として金属製のもの
		農業機械	モアー、バインダー、脱穀機 等
第6種	工 具 及 び 備 品	測定・検査工具	ゲージ、ノギス、マイクロメーター
		型(型枠を含む) 鍛圧・打抜工具	プレスその他の金属加工金型、合成樹脂
			その他のもの
	器 具 及 び 備 品	事務机 等	主として金属製（その他 8 年）
		陳列棚、ケース	冷凍機付（その他 8 年）
		音響機器	ステレオ、テレビ、ビデオ、カラオケ
		冷暖房用機器	エアコン、ストーブ、温風ヒーター
		電気・ガス機器	冷蔵庫、製氷機、洗濯機、レンジ
		事務機器	複写機、計算機、レジスター、FAX
			パソコン（サーバー用のものを除く）
			パソコン以外の電子計算機
		看板	看板、ネオンサイン、気球
		理容・美容機器	前流し・ドライヤー

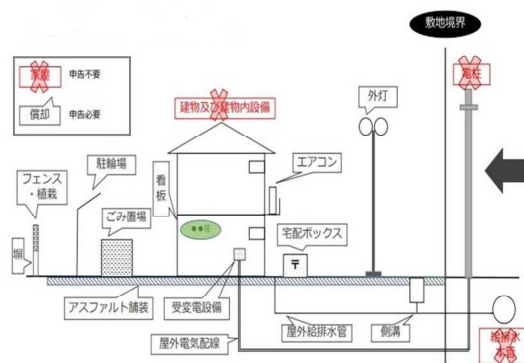
4 建物附帯設備について

特に事業用に用いられる建築設備、下記にあげた資産などは償却資産として取り扱われます。下記の図にてご確認ください。

(1) 事務所



(2) アパート



II 申告について

1 記載要領

(1) 償却資産申告書(償却資産課税台帳)

申告年月日を記入してください。

令和7年度

個人番号(12桁)又は法人番号(13桁)を記入してください。

償却資産申告書(償却資産課税台帳)

※所有者コード

あらかじめ、記載された内容に変更がある場合は朱書きで訂正してください。

所 有 者	1 (ふりがな) 住所 曾於市末吉町二之方 1980 (電話)	3 個人番号又は法人番号	8 短縮耐用年数の承認	有・無
2 (ふりがな) 氏名 曾於 太郎	4 事業種目 (資本金等の額)	9 増加償却の届出	10 非課税該当資産	有・無
5 事業開始年月 年 月	6 この申告に必要となる者の氏名及び氏名	11 課税標準の特例	12 特別償却又は圧縮記載	有・無
7 税理士等の氏名	13 税務会計上の償却方法	14 青色申告	15 資産の所在地を記入してください。※太陽光等	定率法・定額法
資産の種類	前年中に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ))
1 構築物	(イ)は、記入する必要はありません。	(ロ)～(ニ)は、種類別明細書(増加・全資産用)に基づき記入してください。	(ハ)は、記入する必要はありません。	(ロ)～(ト)は、記入する必要はありません。電算処理方式により申告される場合は記入してください。
2 機械及び装置				
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬機				
6 工具、器具及び備品				
7 合計				
15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地	16 借用資産(有・無)	17 事業所用家屋の所有区分	18 備考(添付書類等)	
17 自己所有・借家				

(2) 種類別明細書(増加資産・全資産用)

申告がない場合においても、過去の申告内容や国税資料を基に償却資産を所有しているとみなして明細表に資産があらかじめ記載されております。申告は、記載例を参考にして明細書に加筆を行ってください。

④R6.1.2～R7.1.1 までに資産が『増加したもの』について記入してください。

⑤R6.1.2～R7.1.1 までに資産が減少した場合は横線で抹消してください。

令和 7 年度

種類別明細書(増加資産・全資産用)

所有者名

枚のうち
枚目

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	減価残存	価額	※課税標準の特例 率コード	※課税標準額	増加 事由	摘要
1	2	ホア	モア	1	R6.6	210,000						1・2 3・4	
2	2	ホア	ロータリ	1	H30.6	800,000							
3	2	ホア	田植機	1	H31.2	450,000							
4													
5	2		太陽光発電設備	1	R6.6	26,000,000	17					1	
6	2		モア	1	R6.3	315,000	7					1	
7	2		肥料散布機	2	R6.7	500,000	7					2	
8	1		牛舎(木造)	1	R6.1	5,500,000	17					1	
9													
小計													

耐用年数
※農業機械は 7 年

償却資産の種類 (P12 参照)
1 : 構築物・建物附帯設備
2 : 機械および装置
3 : 船舶 4 : 航空機
5 : 車両および運搬具
6 : 工具・器具および備品

取得価格は、自己負担金だけでなく補助金等含んだ総額を記入してください。

1 : 新品取得
2 : 中古品取得
3 : 移動による受け入れ
4 : その他

注意 「増加事由」の欄は 1 新品取得 2 中古品取得 3 移動による受け入れ 4 その他いずれかに○印を付けてください

▼今回が初めての申告の方

すべての資産について記入してください。この場合できるだけ最近の決算時における減価償却明細表を添付してください

▼特例を利用されている方

特例を使用して取得した資産は課税標準の特例欄の「率」を記載してください。

2 申告に際しての注意点

(1) 申告をしない場合または虚偽の申告をした場合

申告すべき事項について、正当な理由がなく申告をしない場合または虚偽の申告をした場合は、地方税法第 385 条及び第 386 条、曾於市税条例第 75 条の規定による罰則の適用があるほか、延滞金を加算して附則税額を追徴する場合があります。

(2) みなし課税

申告がない場合においても、過去の申告内容や国税資料を基に償却資産を所有しているとみなして課税することがあります。その場合でも、正確な情報を把握するため申告は必要となります。

(3) 過年度への遡及

みなし課税や実地調査等による申告漏れなどが発生した場合で、取得年月が前年より前の資産がある場合は、当年度だけではなく資産を取得された翌年度まで遡及課税されます。ただし、地方税法第 17 条の 5 第 5 項の規定により、最大 5 年が限度となります。

(4) 廃業した場合

事業を廃業した場合や事業場所の移転、譲渡した場合も必ず申告してください。提出期間内に申告しない場合、廃業したにも関わらず固定資産税がかかった状態のままになる場合がありますのでご注意ください。

III 償却資産の評価と税額の算出

1 評価と税額

(1) 評価額の算出と計算方法

資産の「取得年月日」「取得価格」「耐用年数」から、資産ごとに評価額を算出します。

【評価額算出式】

$$\begin{aligned} \text{前年度に取得した資産} &= \text{取得価格} \times \left(1 - \frac{\text{減価率}}{\text{耐用年数}}\right) = \text{減価残存率} \\ \text{前年前に取得した資産} &= \text{前年度評価額} \times \left(1 - \frac{\text{減価率}}{\text{耐用年数}}\right) \star_3 \end{aligned}$$

☆₃ 減価率は耐用年数によって異なります。

※毎年この方法により計算し、取得価格の5%になるまで償却します。算出額が5%未満になる場合は、5%に止めます。

(2) 評価額と課税標準額

税額の計算に当たり、課税標準額を算定します。通常は「評価額」が課税標準額となりますが、課税標準の特例の適用がある場合は、特例を適用した後の額が課税標準額となります。

(3) 税額の計算

税額(100円未満切り捨て) = 課税標準額合計(1,000円未満切り捨て) × 税率(1.4%)

※(例) 課税標準額が200万円の場合、年税額は2万8千円

(4) 免税点

課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません。ただし申告は必要となります。

提出前に確認をお願いします

- ☐ 申告書に名前のフリガナ・連絡先・電話番号の記入はしていますか？
- ☐ 資産の所在地は記入していますか？(特に太陽光発電設備)
- ☐ 控えの返送を希望の場合、切手を貼った返信用封筒は同封していますか？